

令和 8 年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）が輸入麦類（小麦及び大麦）中のカビ毒の 3 種(T-2,HT-2,DAS)及び小麦の麦角アルカロイドの含有実態調査を実施する上で、統計学的に適正な方法でサンプリングを行い、梱包した試料を分析機関に送付することを目的とする。

2 背景

農林水産省は、国家貿易により小麦及び大麦（以下「麦類」という。）を輸入しており、消費者に対して安全な麦類を安定的に供給するという責務を担っている。この責務を果たすためには、麦類穀粒に含まれる汚染物質や天然毒素の濃度データ等を把握する必要がある。

本業務により採取された試料を分析して得られたデータは、全結果を集計・解析した上で、国内の輸入麦関係者（輸入商社団体及び実需者団体等）に対して説明を行うとともに、必要に応じて関係機関、関係省庁、輸出国の麦産地、穀物輸出関係者等と共有し、将来的なコーデックス基準値及び国内基準値の設定に反映させることを目的とする。

3 業務の実施期間

契約の期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）までとする。

4 採取試料の指定

貿易業務課は、令和 8 年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務請負契約書（以下「契約書」という。）の試料採取指定（取消）書（様式 1）により、採取する輸入麦の種類、産地、本船名、輸入港等及び試料送付先（分析機関又は貿易業務課）を、本船の接岸予定日の 3 日前までに指定する。なお、指定する麦は、船倉へのばら積み玄麦とし、指定に際し、貿易業務課は次の点に留意するものとする。

- ア 輸入麦買入委託契約又は食糧用輸入麦等の特別売買契約（以下「輸入契約」という。） 1 件につき 1 試料を指定する。ただし、一つの本船に、複数の輸入契約に基づく同一種類の麦が合積みされている場合は、同一種類ごとに 1 本船につき 1 試料を指定する。
- イ 試料の採取を行う港を小樽港、函館港、鹿島港、千葉港、京浜港、清水港、名古屋港、大阪港、神戸港、水島港、博多港又は鹿児島港とし、かつ、本船が入港する港の中から指定する。
- ウ 1 試料につき 1 個の試料番号を付す。その際、小麦の試料にあつては 26W001 から始まる連続した番号を、大麦の試料にあつては 26B001 から始まる連続した番号を付すこととする。
- エ 契約期間内で採取する試料数は小麦 100 点、大麦 5 点とする。ただし、輸入本船の動向等により採取点数が増減する場合又は寄港計画の直前変更等により試料採取指定を取り消す場合がある。

5 採取業務

請負者は、次に掲げる方法により試料を採取するものとする。

- ア 請負者は、指定された本船接岸バースにおいて、本船からサイロビンに搬入されるまでの間において、安全の確保が可能な位置から、輸入麦ロット（当該バースに搬入される荷卸し量）を対象として、任意の採取器具（インクリメントスコップ又はひしゃく等）を用いて1回につき玄麦100gを、適正な時間的間隔をもって100回採取し、試料の合計が10kgを超えたもの（最大12kg）となるように採取する。なお、請負者は、当該試料を縮分等してはならない。
- イ 請負者は、試料採取に当たっては、事前に採取器具を洗浄・乾燥させるとともに、採取器具等の一部が正品に混入して異物にならないよう点検の実施等の対策を講じるものとする。
- ウ 請負者は、輸入港ごとに、実際に採取を行う者に採取方法に関する事前指導を実施し、当該者の安全を確保するとともに、上記の試料採取の手順の遵守を徹底するものとする。
- エ 請負者は、原則として本船荷役時間内に試料採取を実施するものとし、本船荷役に支障が生じないよう留意するものとする。

6 試料の梱包と送付

請負者は、5で採取した試料を未使用の二重の合成樹脂製の袋に入れて輪ゴム等で密封し、品質が保持されるよう高温多湿の環境を避けて保管する。本船の正品等の検収が終了した後、段ボール箱で梱包した試料に、契約書の試料送付書（様式2）を同梱した上で、4で指定された試料送付先に宅配便（常温）で送付する。なお、送料は元払いとする。

7 結果報告

（1）報告内容及び報告期限

請負者は、本契約に定める業務を終了したときは、契約書の令和8年度輸入麦類の試料採取（サンプリング）業務報告書（様式3。以下「報告書」という。）を記載し、貿易業務課へ契約終了日までに電子メールで報告する。なお、報告書には、6の送料を確認できる送り状又は請求書等の写しを添付することとする。また、請負者は中間報告として令和8年9月末までに実施した分析結果を報告書に記入し、令和8年10月下旬までに貿易業務課へ電子メールで報告するものとする。

（2）報告先

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産農産局農産政策部貿易業務課米麦品質保証室

電話：03-6744-1388

メールアドレス：契約締結後に別途通知

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項は、貿易業務課と請負者が協議の上、処理する。
- (2) 請負者は、本業務により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても他に漏洩してはならない。
- (3) 試料採取後に当該試料のくん蒸が実施される場合、請負者は貿易業務課と別途協議するものとする。
- (4) 請負者は、本業務の遂行に当たり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- (5) 請負者は、業務の遂行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、7 の報告時に別紙様式を用いて、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書を提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～ウの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（）